

平成 29 年 9 月

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

「パインブリッジ米国優先証券ファンド（愛称：ラストリゾート）」
異議申立ての結果についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、弊社におきましては、「パインブリッジ米国優先証券ファンド（愛称：ラストリゾート）」の信託約款の変更につきまして、平成29年8月22日から平成29年9月25日までの間に異議申立ての受付を行いました。

この結果、異議申立てを行った受益者の受益権の合計口数が、平成29年8月22日現在の受益権総口数の2分の1を超えるには至りませんでしたので、当初の予定通り平成29年11月18日付で信託約款の変更を実施することといたしましたので、お知らせ申し上げます。

敬 具